

国海員第 307 号
令和 8 年 1 月 16 日

交通政策審議会
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
金子 恭之



交通政策審議会への諮問について

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 499 号
2026 年度船員災害防止実施計画について

諮問理由

2026 年度船員災害防止実施計画を作成するにあたり、船員災害防止活動の促進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

2026 年度船員災害防止実施計画（案）

はじめに

本計画は、船員災害の防止に寄与することを目的とし、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）第 7 条に基づき、第 12 次船員災害防止基本計画（以下「第 12 次基本計画」という。（2023 年度～2027 年度））の実施を図るため、2026 年度における

- ・船員災害の減少目標
- ・船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類
- ・船員災害の防止のための主要な対策に関する事項
- ・その他船員災害の防止に関し重要な事項

を定めるものである。

1. 船員災害の減少目標

（2024 年度の実績等）

第 12 次基本計画の 2 年度目である 2024 年度における実績は、死傷災害（漁船、全体、死亡等人数）については、減少目標を達成したが、死傷災害（一般船舶等）及び疾病については、減少目標を達成しなかった。〈図表 1 参照〉

〈図表 1〉 第 12 次基本計画における船員災害発生実績

		(参考) 第11次実績 年度平均	第12次							
			第12次目標		2024年度目標		2024年度実績			
			発生率 /発生件数	年度平均発生 率 /発生件数	第11次年度平 均からの減少率	年度平均発生 率 /発生件数	第11次年度平 均からの減少率	発生率 発生人数 船員数	第11次年度平 均からの増減 (率)	目標達成状況
死傷 災害	一般船舶等	0.61%	0.53%	13%減	0.51%	15%減	0.60% 264人 44097人	0.57% 255人 44464人	6%減	B
	漁船	1.24%	1.17%	6%減	1.17%	6%減	1.00% 213人 21196人	1.04% 215人 20678人	16%減	A
	全体	0.82%	0.73%	11%減	0.73%	11%減	0.73% 477人 65293人	0.72% 470人 65142人	12%減	A
	死亡等人数	19.2人	15人	20%減	15人	20%減	8人	14人	27%減	A
疾病	一般船舶等	0.75%	0.69%	8%減	0.69%	8%減	0.78% 343人 44097人	0.94% 416人 44464人	26%増	D
	漁船	0.73%	0.66%	10%減	0.66%	10%減	0.76% 161人 21196人	0.74% 153人 20678人	1%増	D
	全体	0.74%	0.67%	9%減	0.67%	9%減	0.77% 504人 65293人	0.87% 569人 65142人	18%増	D
	メンタルヘルス 系疾病人数	22.2人	20人	10%減	17人	23%減	32人	40人	80%増	D

(注) 「一般船舶等」：貨物船、油送船、LPG船、コンテナ船、旅客船、その他の船舶
「メンタルヘルス系疾病人数」：精神行動障害のうち、統合失調症、気分障害、神経症、その他の精神行動障害
「死亡等人数」：死亡・行方不明
「疾病」：新型コロナウイルス感染症（2023 年度：294 人、2024 年度：146 人）を除く。
「目標達成状況」：A 目標値に達した B 現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある
C 変わらない D 悪化している

(2026年度における減少目標)

2026年度における減少目標は、2024年度（単年度）の発生実績を踏まえ、第12次基本計画及び2025年度実施計画の減少目標を達成している死傷災害（漁船、全体、死亡・行方不明の発生人数）については、2025年度実施計画に引き続き、第12次基本計画の目標と同一の減少率¹を目標値とする。

目標を達成していない死傷災害（一般船舶等）については、第12次基本計画の目標達成を目指し、2023年度及び2024年度実績を踏まえて算出した減少率²を目標値とする。

疾病（一般船舶等、漁船、全体）については、第11次年度平均発生率からの悪化がみられるが、これは陸上におけるインフルエンザの流行に起因すると考えられる大幅な増加

(2023年度と比べると減少しているものの2022年度と比べて約4倍(17/403人→71/569人)が大きい。インフルエンザは、第12次基本計画の目標設定時に算定基礎に入れた期間(2018～2020年度)には流行が落ち着いており、疾病の減少目標自体が高いものになっている可能性も考えられる³、2025年度における発生状況の経過を見るため、2025年度実施計画に引き続き、第12次基本計画の目標と同一の減少率を目標値に据え置く。

疾病（メンタルヘルス系疾患）については、2025年度の目標と同一の減少率を目標値に据え置く。

<参考資料①～⑥参照>

(1) 死傷災害の発生率⁴

	第12次基本計画目標	2025年度目標	2024年度実績	2026年度の目標
一般船舶等	第11次基本計画期間の年度平均値と比較して 13%減 (発生率:0.53%)	第11次基本計画期間の年度平均値と比較して 15%減 (発生率:0.53%)	6%減 (発生率:0.57%)	第11次基本計画期間の年度平均値と比較して 20%減 (発生率:0.49%)
漁船	同 6%減 (発生率:1.17%)	同 6%減 (発生率:1.17%)	16%減 (発生率:1.04%)	同 6%減 (発生率:1.17%)
全体	同 11%減 (発生率:0.73%)	同 11%減 (発生率:0.73%)	12%減 (発生率:0.72%)	同 11%減 (発生率:0.73%)

¹ 2025年度目標の「減少率」とは、第11次基本計画期間中の発生率又は発生人数（2018～2022年度までの5ヵ年の実績値）の年度平均からの減少率をいう。

² 「算出した減少率」の算出方法は「(第11次年度平均×5－2023年度実績-2024年度実績)÷3」

³ 第12次基本計画の減少目標 = 1 - [2018～2020年度の発生率の平均値] ÷ [第10次基本計画期間（2013～2017年度）の発生率の平均値]。2018～2020年度のインフルエンザは、45件（2018年度）、57件（2019年度）、0件（2020年度）と発生件数が低かった。

⁴ 「発生率」とは、各年度の船員法適用船員数（乗組員数）に占める船員の死傷災害又は疾病（船員が死亡、行方不明又は3日以上休業したものに限る。）の発生人数の割合を百分率で示したものをいう。

(2) 死傷災害による死亡・行方不明の発生人数

	第12次基本計画目標	2025年度目標	2024年度実績	2026年度の目標
全体	第11次基本計画期間の 年度平均値と比較して 20%減 (発生人数:15人)	第11次基本計画期間の 年度平均値と比較して 20%減 (発生人数:15人)	27%減 (発生人数:14人)	第11次基本計画期間の 年度平均値と比較して 20%減 (発生人数:15人)

(3) 疾病の発生率

	第12次基本計画目標	2025年度目標	2024年度実績	2026年度の目標
一般 船舶 等	第11次基本計画期間の 年度平均値と比較して 8%減 (発生率:0.69%)	第11次基本計画期間の 年度平均値と比較して 8%減 (発生率:0.69%)	26%増 (発生率:0.94%)	第11次基本計画期間の 年度平均値と比較して 8%減 (発生率:0.69%)
漁船	同 10%減 (発生率:0.66%)	同 10%減 (発生率:0.66%)	1%増 (発生率:0.74%)	同 10%減 (発生率:0.66%)
全体	同 9%減 (発生率:0.67%)	同 9%減 (発生率:0.67%)	18%増 (発生率:0.87%)	同 9%減 (発生率:0.67%)

(4) メンタルヘルス系の疾病（精神行動障害）の発生人数

	第12次基本計画目標	2025年度目標	2024年度実績	2026年度の目標
全体	第11次基本計画期間の 年度平均値と比較して 10%減 (発生人数:20人)	第11次基本計画期間の 年度平均値と比較して 23%減 (発生人数:17人)	80%増 (発生人数:40人)	第11次基本計画期間の 年度平均値と比較して 23%減 (発生人数:17人)

2. 船員災害の防止に関し重点をおくべき災害の種類

(1) 死傷災害

2024年度における発生状況は、全体で470人と前年度(477人)から7人減少しており、種類別では、転倒が25%(119人)、はさまれが16%(76人)、動作の反動・無理な動作が11%(53人)、転落・墜落が11%(52人)となっており、これらで全体の約63%を占めている。<図表2参照>

また、死亡及び行方不明者は全体で14人と前年度(8人)から増加しており、海中転落が5人(36%)を占めている。また、その他及び中毒の計3人については、原因は不明であるものの自死によるものである<図表3参照>

以上のような発生状況を踏まえ、転倒、はさまれ、動作の反動・無理な動作及び転落・墜落による死傷災害並びに海中転落による死亡及び行方不明の発生状況は、依然として高い割合を占めていることから、2026年度に重点を置くべき死傷災害の種類を以下のとお

りとする。

- ① 転倒
- ② はさまれ
- ③ 動作の反動・無理な動作
- ④ 転落・墜落
- ⑤ 海中転落

<図表 2> 死傷災害の種類別発生状況

	一般船舶	漁 船	その他	合 計	
				人	割合
転倒	49人	55人	15人	119人	25%
はさまれ	34人	32人	10人	76人	16%
動作の反動無理な動作	27人	16人	10人	53人	11%
転落・墜落	25人	18人	9人	52人	11%
まき込まれ	6人	21人	2人	29人	6%
飛来・落下	4人	21人	2人	27人	6%
切れこすれ	3人	15人	3人	21人	4%
激突	10人	7人	2人	19人	4%
激突され	7人	10人	2人	19人	4%
踏みぬき	6人	6人	1人	13人	3%
海中転落	4人	4人	5人	13人	3%
その他	14人	10人	5人	29人	6%
合計	189人	215人	66人	470人	100%

<図表 3> 死亡・行方不明となった死傷災害の種類

	一般船舶	漁 船	その他	合 計	
				人	割合
海中転落	1人	2人	2人	5人	36%
その他	2人	0人	0人	2人	14%
激突され	1人	0人	0人	1人	7%
海難	0人	0人	1人	1人	7%
中毒	1人	0人	0人	1人	7%
激突	0人	1人	0人	1人	7%
落下・飛来	0人	1人	0人	1人	7%
火災	0人	1人	0人	1人	7%
不明	0人	1人	0人	1人	7%
合計	5人	6人	3人	14人	100%

(注) 「激突」：人が主体となって静止物又は動いている物に当たることをいう
「激突され」：物が主体となって人に当たることをいう

(2) 疾病

2024 年度における発生状況⁵は、全体で **569 人**と前年度 (504 人) から **65 人**増加しており、種類別では、感染症が **16% (91 人)**と最も多く発生している。また、生活習慣病に関連する疾病 (循環器系が **12% (69 人)**、消化器系が **11% (65 人)**、新生物が **10% (57 人)**) が全体の約 **33%**を占めている。<図表 4 参照>

感染症については、インフルエンザウイルスの発生数が **71 人**と前年度と比べると **15 人**減少しているものの依然、発生件数が多い。これは、陸上におけるインフルエンザの流行に起因するものと考えられる。<図表 5、参考資料⑤参照>

また、メンタルヘルス系の疾病についても、全体で **40 人**と前年度 (32 人) から **8 人**増加している。船種別では、内航フェリーが **22% (9 人)**、官公庁船が **20% (8 人)**、内航旅客船が **17% (7 人)**を占めており、内航旅客船と内航フェリー、外航旅客船といった旅客を運送する船舶が全体の **41%**を占めている。<図表 6、参考資料⑥参照>

また、熱中症の発生について、過去 **10 年間**と比較し、大幅に増加しているほか、死亡も **1 人**発生している。<図表 7 参照>

また、疾病による死亡は、全体で **14 人**と前年度 (**13 人**) から **1 人**増加しており、死亡者の多くが脳血管疾患や虚血性心疾患など生活習慣病が原因となる疾患である。<図表 8 参照>

以上のような発生状況を踏まえ、生活習慣病に関連する疾病の発生状況及び生活習慣

⁵ 新型コロナウイルス感染症 (2022 年度：1159 人、2023 年度：294 人、2024 年度：146 人) を除く。

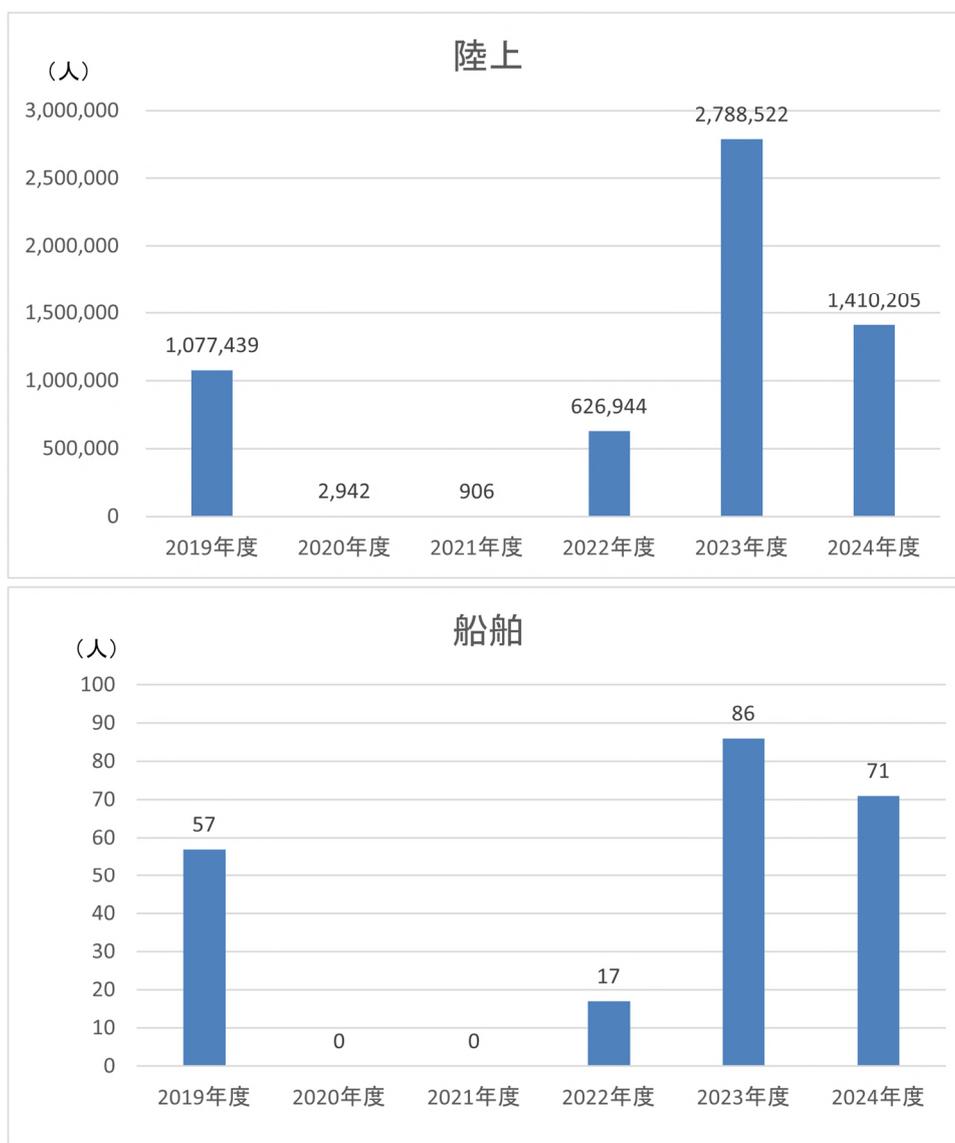
病に関連する疾病による死亡者数は依然として高い割合を占めていることから、2026年度に重点を置くべき疾病の種類を生活習慣病に関連する疾病及び熱中症とする。

<図表 4> 疾病の種類別発生状況

	第11次実績平均		2024年度	
	人数	割合	人数	割合
感染症	47人	10%	91人	16%
筋骨格系	79人	16%	91人	16%
循環器系	69人	14%	69人	12%
消化器系	74人	15%	65人	11%
新生物	45人	9%	57人	10%
呼吸器系	36人	7%	47人	8%
精神行動障害	22人	5%	41人	7%
その他	110人	23%	108人	19%
合計	482人	100%	569人	100%

※赤枠は、生活習慣病関連

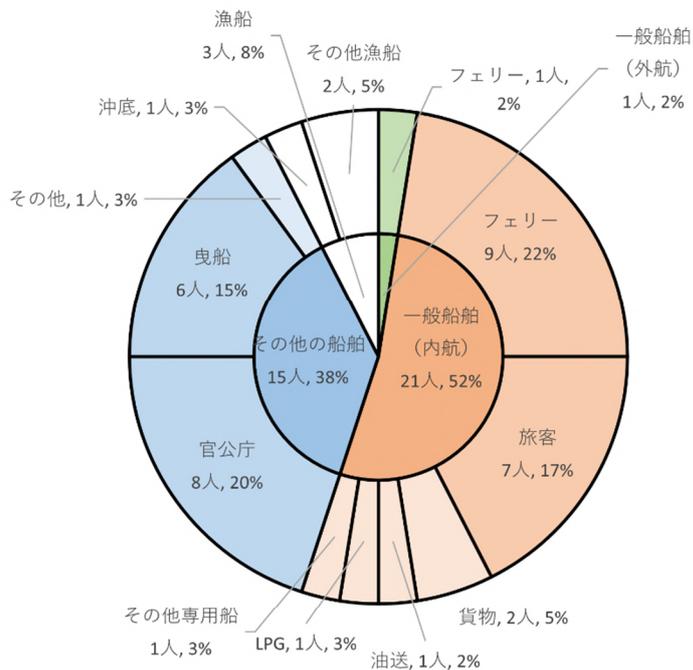
<図表 5> インフルエンザウイルス発生状況の海陸比較



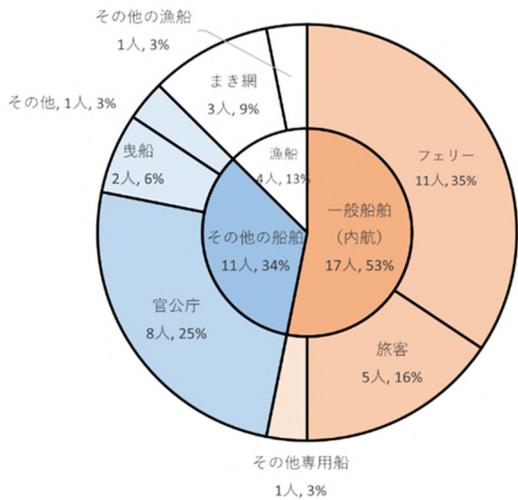
(出典) 陸上は、厚生労働省感染症発生動向調査(定点報告)の季節性インフルエンザ患者報告者数から船員政策課において算出

<図表6>メンタルヘルス系疾病の船種別発生状況

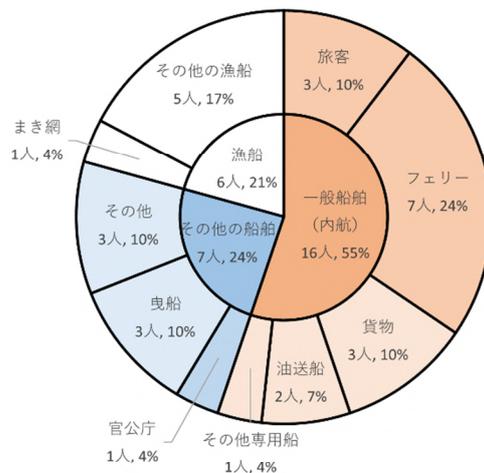
2024年度 (40人)



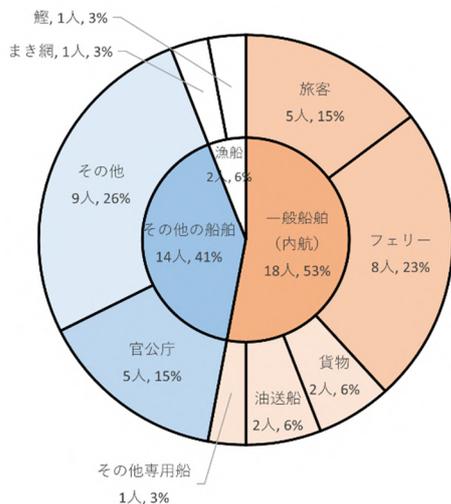
2023年度 (32人)



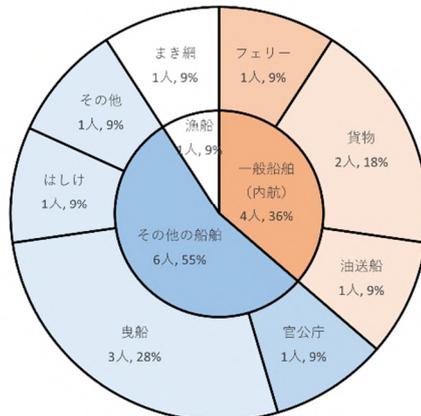
2022年度 (29人)



2021年度 (34人)

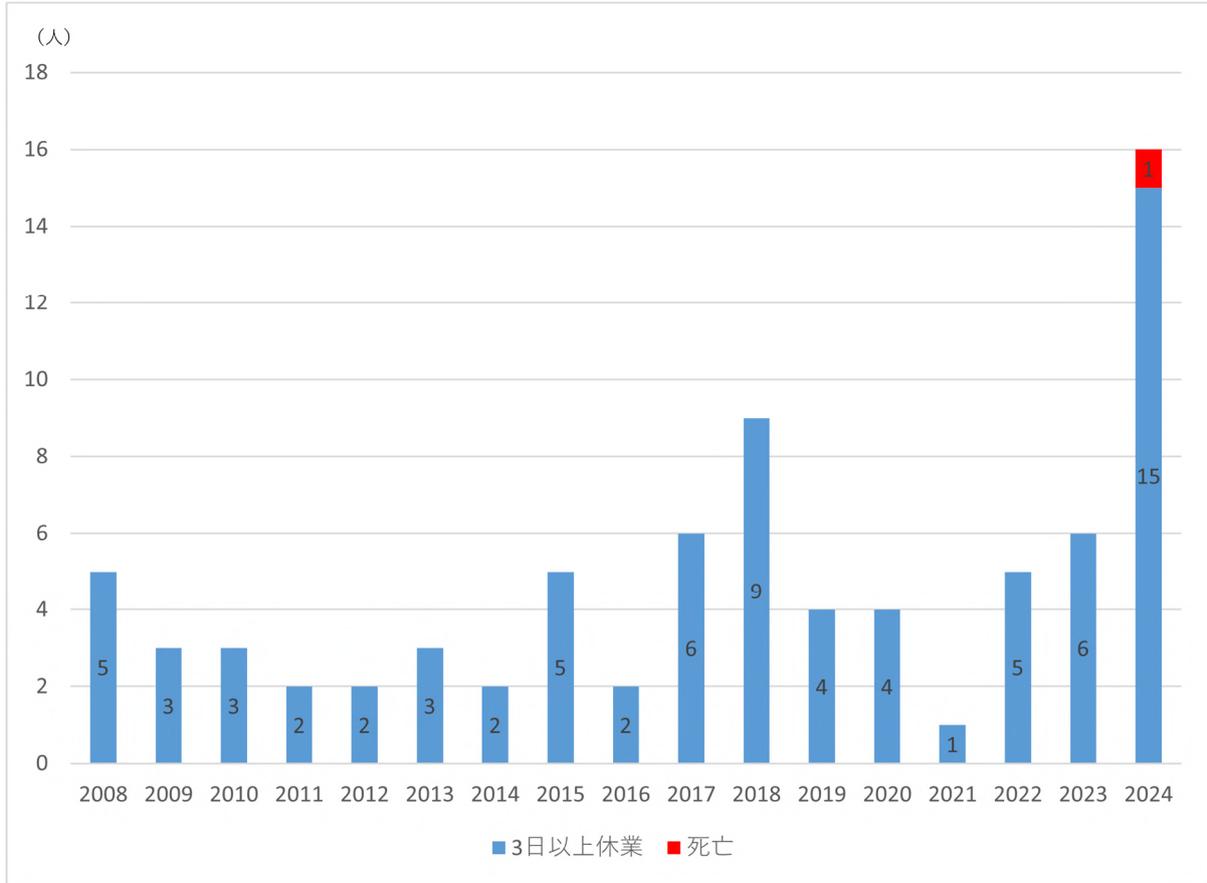


2020年度 (11人)

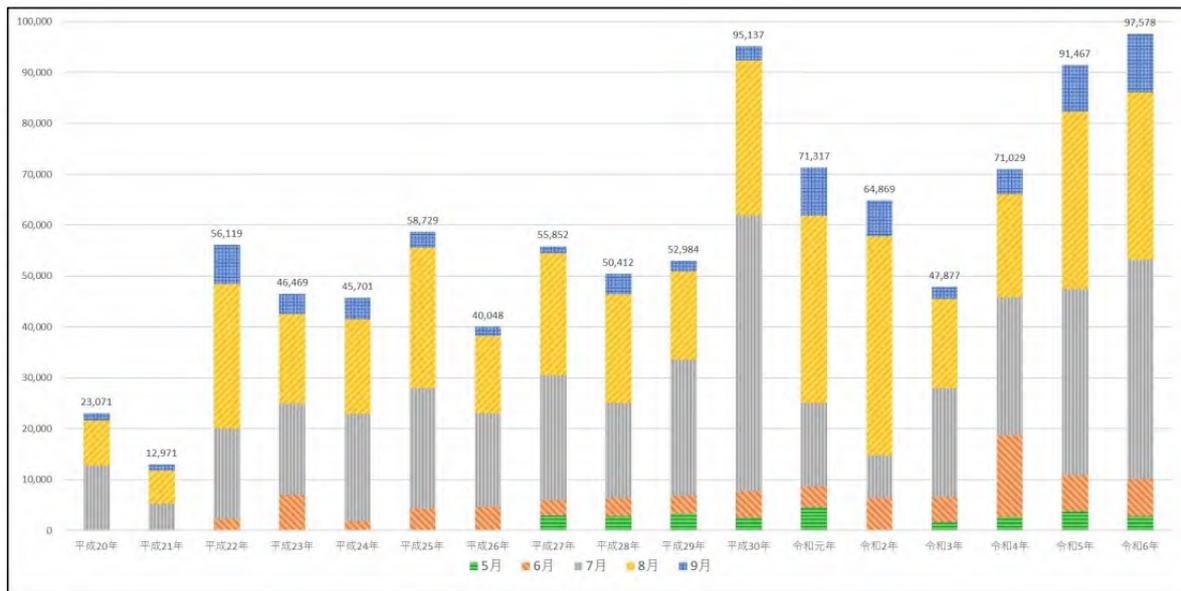


<図表7>熱中症の発生状況

○船員の熱中症発生数の推移



○熱中症による緊急搬送状況の推移 (5月~9月)



	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
5月				調査データなし				2,904	2,788	3,401	2,427	4,448	調査データなし	1,626	2,668	3,655	2,799
6月	調査データなし		2,276	6,980	1,837	4,265	4,634	3,032	3,558	3,481	5,269	4,151	6,336	4,945	15,969	7,235	7,275
7月	12,747	5,294	17,750	17,963	21,082	23,699	18,407	24,567	18,671	26,702	54,220	16,431	8,388	21,372	27,209	36,549	43,195
8月	8,857	6,495	28,448	17,566	18,573	27,632	15,183	23,925	21,383	17,302	30,410	36,755	43,060	17,579	20,252	34,835	32,806
9月	1,467	1,182	7,645	3,960	4,209	3,133	1,824	1,424	4,012	2,098	2,811	9,532	7,085	2,355	4,931	9,193	11,503
合計	23,071	12,971	56,119	46,469	45,701	58,729	40,048	55,852	50,412	52,984	95,137	71,317	64,869	47,877	71,029	91,467	97,578

(引用元：総務省消防庁報道発表資料「令和6年(5月~9月)の熱中症による救急搬送状況」)

<図表 8> 疾病による死亡の内訳

	2024年度	
	人数	割合
虚血性心疾患	2人	14.3%
その他の心疾患	2人	14.3%
くも膜下出血	1人	7.1%
脳内出血	1人	7.1%
低血圧	1人	7.1%
腸の悪性新生物	1人	7.1%
気管、肺の悪性新生物	1人	7.1%
悪性新生物	1人	7.1%
腸感染症	1人	7.1%
その他の感染症	1人	7.1%
その他	1人	7.1%
不明	1人	7.1%
合計	14人	100%

3. 船員災害の防止のための主要な対策に関する事項

2024年度の発生状況を踏まえ、上記2に定める「重点を置くべき船員災害の種類」は熱中症を除き、昨年度と同一であることから、第12次基本計画Ⅲの2に定める「主要な対策」に加えて熱中症を推進する。

(1) 死傷災害防止対策

① 作業時を中心とした死傷災害防止対策

- 船舶所有者は、「転倒」、「はさまれ」、「動作の反動・無理な動作」、「転落・墜落」、「海中転落」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討する。その際、2024年度の作業別発生状況や起因物別発生状況及び事故事例（別紙）を参考に防止対策を徹底する<参考資料⑦～⑩参照>。
- 船舶所有者は、就業に係るリスクアセスメントとともに、危険な作業の廃止・変更、安全装置の設置等の工学的対策、作業方法の改善・マニュアルの整備等の管理的対策、船員個人に応じたサイズや作業に適した保護具⁶の使用によるリスク軽減措置を行うほか、作業前ミーティング等を通じて作業内容等に応じた作業基準、安全基準に基づく手順の確認と、船員一人一人の意識の向上を図る。
- 船舶所有者は、管理・監督者教育、新規雇入した者・転船した者等に対し、安全衛生点検方法や作業手順に関する教育等必要な安全衛生教育を実施し、作業基準等の遵守の徹底に取り組む。
- 船舶所有者は、長時間労働による疲労やストレスの蓄積がヒューマンエラーによる死傷災害や海難の発生要因となることを理解し、労働時間規制の遵守と、労働負荷軽減の推進のため、労務管理責任者を通じて労働時間の状況や船員の健康状態等を把握し、状況に応じて必要な措置を講じるなど適切な労務管理に取り組む。
- 船舶所有者は、2024年1月の「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」の改正も踏まえ、係船索を含む係船設備の点検及び保守について、引き続き確実に実施の上、係船設備に関係する事故の防止を図る。<参考資料⑩参照>
- 船舶所有者は、2025年1月の「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」の改正も踏まえ、アンカーハンドリングウインチを含む揚貨装置の点検及び操作並びに保守について、引き続き確実に実施のうえ、揚貨装置に関係する事故の防止を図る。
- 船舶所有者は、「墜落制止用器具（いわゆるハーネス型）⁷」の使用が義務の作業（高所作業等）であって、ハーネス型を使用して船員に行わせる場合には、特別教育を受けさせることを徹底する。

⁶ MLC条約2022年改正(発効2024年12月23日)により、A4.3基準（健康及び安全の保護並びに災害の防止）において、船舶における職業上の災害、負傷及び疾病を防止するための合理的な予防措置の例として、適切なサイズの個人用保護具を必要な船員全員に提供されることが追加された。

（参照）[Maritime Labour Convention, 2006, as amended \[Including 2022 amendments\] | International Labour Organization](https://www.ilo.org/dyn/maritime/Convention/2022)

⁷ 国土交通省「高所作業でのフルハーネス型の墜落制止用器具の使用について」
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000030.html

国及び船員災害防止協会は、墜落制止用器具特別教育教本⁸等を活用し、高所作業等を行う際の転落・墜落事故の未然防止、墜落制止用器具が適切に使用されるよう、引き続き、周知徹底等を図る。

② 海中転落・海難による死亡災害防止対策

- ・船舶所有者は、死亡・行方不明の原因の一番多いものが海中転落によるものであること（5件/14件）、そのうち職務上の海中転落（3件）や職務外の海中転落（2件）がどちらも発生していることを踏まえ、作業用救命衣等の適切な使用の徹底や、海面に木槌をセットした浮輪を設置するなど海中転落に関する対策を講じる。

国及び船員災害防止協会は、小型船舶においては、甲板上では、常に作業用救命衣等の着用が義務付けられていることから、引き続き、船員労働安全衛生月間における訪船指導等を活用し、その周知徹底を図る。

- ・国は、海中転落・海難が発生した場合においても、生き抜くための知識を身に付けるため、操練や基本訓練の実施、船員災害防止協会が実施する生存対策講習会の受講等を積極的に推進する。〈参考資料⑫参照〉
- ・国は、**2022年4月**に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、「小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練のガイドライン」及び教材ひな形、事業者向け動画等を活用し、小型旅客船の船舶所有者に対し、船舶の航行する海域の特性等に応じた操船に関する教育訓練等が適切に実施されるよう周知等を行う。〈参考資料⑬参照〉

③ 漁船における死傷災害対策

- ・船舶所有者は、特に漁ろう・漁具漁網取扱作業中に多い「転倒」、「はさまれ」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討する。その際、**2024年度**の作業別発生状況や事故事例（別紙）を参考に防止対策を徹底する。〈参考資料⑧参照〉
- ・国（水産庁）は、漁業現場における安全性の確保が漁業に対する就労意欲にも影響することを踏まえ、全国で漁業カイゼン講習会等を開催し事故防止に関する知識を持った安全推進員等を養成する。〈参考資料⑭参照〉
- ・国（水産庁）は、漁業現場における作業安全対策に関する知識・理解を広げるための作業安全学習教材（日本語、インドネシア語）等の活用促進を図る。
- ・国（水産庁）は、船舶事故を伴わない海中転落者のうち漁船が全船舶の約半数を占めていることを踏まえ、引き続き、国土交通省をはじめ関係機関と連携してライフジャケット着用を促す情報の発信等を通じて着用徹底を図る。
- ・国（水産庁）は、漁船の船舶事故の種類として衝突事故が最多である現状を踏まえ、関係省庁と連携しAIS（船舶自動識別装置）の周知・啓発を行うとともに関係団体等の支援制度等を通じ、AIS普及促進を図る。
- ・国（水産庁）は、国土交通省をはじめ関係機関との連携による漁船事故防止に向

⁸ 船員災害防止協会「墜落制止用器具特別教育教本等の頒布品」 <https://www.sensaibo.or.jp/hanpu.html>

けた周知啓発キャンペーンを全国一斉に展開する。

- ・国は、漁船員の安全を確保するため、漁船員の訓練及び資格証明等に係る国際基準について定めた **STCW-F 条約**に基づく基本訓練が実施されるよう、周知徹底を図る。＜参考資料⑫参照＞

④ 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進

- ・国は、船員安全・労働環境取組大賞（トリプルエス大賞）におけるハード面の効果的な対策について、その内容を動画において紹介する等の横展開を行う。また、船員災害防止協会等と連携し、死傷災害防止に効果的なハード面の対策実施の普及促進等を図るための啓発活動を行う。

(2) 疾病防止対策

① 船員の健康確保対策

- ・船舶所有者は、健康検査結果を活用し、船員の健康状態を継続的かつ適切に把握し、必要な就業上の措置等（労働時間の短縮、乗船期間の短縮等）を講じる。
- ・船舶所有者は、生活習慣病予防・改善のために食生活の改善が重要であることを踏まえ、調理業務従事者に対する教育等（レシピ提供）を実施するほか、調理業務の負担軽減等のため、停泊地における外部供食サービスの利用、食材の購入や船内への搬送の支援に取り組む⁹。
- ・船舶所有者は、長時間労働が脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となることを踏まえ、長時間労働を行い、疲労の蓄積が認められる船員に対し、面接指導の実施等適切な措置を講ずる。
- ・船員は、生活習慣病が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、生活習慣病を予防するため、全国健康保険協会等が受診勧奨を行っている ①がん検診を含む生活習慣病予防健診の定期的・継続的な受診及び②特定保健指導¹⁰を積極的に利用する。

船舶所有者は、特定保健指導を利用できるよう、船員手帳上の健康証明書の写しを全国健康保険協会に提供する。

船員災害防止協会は、船員等を対象に、生活習慣病の予防に関する講習会を開催し、啓発活動を行う。

- ・船舶所有者は、受動喫煙を防止するため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令和元年7月厚生労働省策定）¹¹の組織的対策を参考に、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚及び情報の収集・提供を行う。また、全国健康保険協会の提供する「たばこの害」をテーマにした出前健康講座を利用し、船員のリテラシーの向上を図る。

⁹ 久宗周二・神戸マリナーズ厚生会編「船員版仕事別なりやすい病気と改善策」

<https://www.wib-or.com/semen-health-1/>、国土交通省「司厨員が乗船しない内航船の船内供食改善ガイドライン」
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000031.html、神戸マリナーズ厚生会編「船内での供食のためのレシピ集」<https://www.wib-or.com/recipe/>）等参考

¹⁰ 全国健康保険協会「特定保健指導のご案内」https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g4/cat432/r020311_0/

¹¹ 厚生労働省「職場における受動喫煙防止対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

船員は、自身の健康のため、全国健康保険協会の提供する「オンライン禁煙プログラム」¹²等を利用し、禁煙に取り組むよう努める。

- ・国は、2023年4月から開始された健康確保の取組に係る普及啓発を行う¹³。また、各地方運輸局等に設置された「船員労働の総合相談窓口」において、事業者・船員からの相談内容に応じた必要な支援を行う。〈参考資料⑮参照〉
- ・国及び国（水産庁）は、全国健康保険協会と連携し、同協会の船員の健康づくりに関する取組の利用促進を図り、船員の健康課題の改善に取り組む。〈参考資料⑯参照〉
- ・国及び船員災害防止協会は、船員等が疾病予防や健康増進についての的確な情報を入手できるよう、ウェブページ等により情報提供を行う。

② 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策

- ・船舶所有者は、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスをはじめとする感染症に関する最新の動向を把握するとともに、厚生労働省のウェブページ¹⁴や外航船員医療事業団「新型インフルエンザと緊急対応ガイドライン」等を活用して感染予防に必要な注意事項に関する教育、手洗い、アルコール消毒等の感染予防対策を徹底する。
- ・船舶所有者は、ノロウイルスについて、食品の十分な加熱処理、調理器具の消毒、うがいや手洗いの励行、罹患者の排泄物及び嘔吐物の適切な処理等の予防対策を徹底する。

③ ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保

(ハラスメントの防止)

- ・船舶所有者は、全事業主にパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの防止措置が義務化されたことを踏まえ、相談窓口の設置、社内研修の実施等、ハラスメント防止対策を適切に講ずる。その際、「海上従事者のハラスメント対策ハンドブック¹⁵」（2021年3月海技振興センター作成）等を参考に、ハラスメント対策に関する教育を実施する。

船員災害防止協会は、船員等を対象に、ハラスメントの防止の確保に関する講習会を開催し、啓発活動を行う。

- ・国は、船員の就業環境向上のため、顧客等からのハラスメントに対し、陸上の検討も踏まえつつ、船舶所有者の措置の在り方について検討を行う。また、各地方運輸局に設置した「船員労働の総合相談窓口」において、ハラスメントに関する

¹² 全国健康保険協会「オンライン禁煙プログラムについて」https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/20180719_1/

¹³ 健康確保に係る実施状況（常時使用する船員の数50人以上の船舶所有者）は、産業医の選任 93.3%（陸上 84.6%）、長時間労働該当者への面接指導 88.9%（陸上 95.4%）、ストレスチェックの実施 93.3%（陸上 89.6%）であった（2024年10月船員政策課調査、平成30、令和2年、令和5年労働安全衛生調査（実態調査））。

¹⁴ 厚生労働省「感染症情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

¹⁵ 一般財団法人海技振興センター「海上従事者のハラスメント対策ハンドブック」

https://www.maritime-forum.jp/et/pdf/power_harassment.pdf

相談に適切に対応する。

(メンタルヘルスの確保)

- ・ 常時 50 人以上の船員を使用する船舶所有者は、1 年に 1 回、医師や保健師等によるストレスチェックを実施し、ストレスの高い船員には面接指導等を実施する。
- ・ 船舶所有者は、メンタルヘルス系疾病の船種別発生状況も踏まえ、陸上の相談体制整備や、「船員のメンタルヘルス確保のための手引き¹⁶」(2020 年 3 月海技振興センター作成)等¹⁷を活用したメンタルヘルス対策等の実施に努める。〈図表 6 参照(再掲)〉
- ・ 船員災害防止協会は、国、全国健康保険協会や事業者団体と連携し、船員等を対象に、メンタルヘルスの確保に関する講習会を開催し、啓発活動を行う。
- ・ 国は、全国健康保険協会と連携し、同協会が設置している健康相談窓口において、メンタルヘルスに関する相談ができることを周知する。〈参考資料⑰参照〉

④ IT を活用した健康管理等の推進

- ・ 船舶所有者は、長時間労働が健康リスクを高める要因となることを踏まえ、IT を活用した健康管理・労働時間管理システムを活用し、効率的・効果的に船員の健康管理等を行うよう努める。
国は、IT による船員の健康管理の活用事例¹⁸や労働時間管理システムの導入メリット¹⁹の周知等を通じて、IT を活用した健康管理等の推進を図る。

⑤ 熱中症予防対策

- ・ 船舶所有者は、熱中症を予防するため、厚生労働省策定の「職場における熱中症予防基本対策要綱」²⁰や「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」²¹、船員災害防止協会策定の「船員熱中症対策²²」、日本海員掖済会発行の「日本船舶医療便覧」又は「小型船舶医療便覧」等を活用し、を参考に、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育等を実施する。

⑥ その他の健康管理上の取組

- ・ 船員災害防止協会は、船員の命を守る観点から、AED (自動体外式除細動器) の備置を啓発し、その使用方法及び保守点検についての講習会等を実施する。
- ・ 国は、石綿業務に係る船員健康管理手帳所持者に対する健康診断を引き続き実施する。

¹⁶ 一般財団法人海技振興センター「船員のメンタルヘルス確保のための手引き」

maritime-forum.jp/et/pdf/20200602mental_guidance.pdf

¹⁷ 一般財団法人運輸振興協会「こころの健康自己チェック」<http://www.transport-pf.or.jp/mhc/pc/>、久宗周二・小木和孝・神戸マリナーズ厚生会編「こころの健康づくり」<https://www.wib-or.com/船員のストレス対策/>

¹⁸ 全国健康保険協会「船員保険健康アプリ」<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/kennkouapuri/>

¹⁹ 国土交通省「船員向け労働時間管理システム導入円滑化のためのリーフレット」<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001589861.pdf>

²⁰ 職場における熱中症予防基本対策要綱 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf>

²¹ 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001521140.pdf>

²² 船員の熱中症対策 <https://www.sensaibo.or.jp/news/view/742>

(3) 死傷災害・疾病防止対策（共通）

① 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策

（高年齢船員）

- ・船舶所有者は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」（令和2年3月厚生労働省策定）²³を参考に、職場環境の改善（船内設備）、高年齢船員の健康や体力の状況の把握（健康検査結果の活用）、高年齢船員の健康や体力の状況に応じた対応（作業方法）、安全衛生教育（自覚を促す）に努める。

高年齢船員は、身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、自らの身体機能や健康状況の客観的把握に努める。

船員災害防止協会は、高年齢船員の健康確保に関する出張講習会を開催し、啓発活動を行う。

（若年船員等）

- ・船舶所有者は、安全衛生に関する技能等を十分に継承させるため、若年船員（～29歳）に対し、乗船前に船内の設備、危険作業についての作業手順、救命設備・保護具の使用方法、生活習慣病対策、衛生管理等の健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を実施する。また、船内においては、気の緩みや慣れによる事故を防止するため、船長や熟練船員が、若年船員に加え、中堅船員（30～39歳）に対する安全衛生に係る指導を実施する。

② その他の安全衛生対策

- ・船舶所有者は、外国人船員混乗時における言語・習慣の違いによる意思伝達や指示の行き違い等に起因する死傷災害を防止するため、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努める。特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底を図るとともに、外国語による安全作業マニュアルの活用、作業基準の見直し、外国語による危険等に関する標示、レクリエーション設備や相談体制の整備等の安全衛生対策を推進する。また、漁船の死傷災害発生率が高いことを踏まえ、「外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（漁業）」（令和元年度厚生労働省委託事業）²⁴も活用する。

4. その他船員災害の防止に関し重要な事項

(1) 安全衛生管理体制の整備とその推進

船員災害の防止のためには、船内における個別・具体的な対応だけでなく、自主的かつ組織的な安全衛生活動の取組が不可欠であるため、以下の取組を推進する。

²³ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html

²⁴ 厚生労働省「外国人労働者の安全衛生対策について」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

① 安全衛生管理体制の整備

- ・船舶所有者は、船内安全衛生委員会を活用し、船内の危険要因の特定・安全衛生目標や安全衛生計画の作成・実施、当該計画の実施状況や効果の確認と更なる改善措置の実施等を継続的に行う船内労働安全衛生マネジメントシステムを導入に努める。船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入が難しい船舶所有者は、**WIB (Work Improvement on Board, 船内向け自主改善活動)**²⁵の導入に努める。
- ・常時 50 人以上の船員を使用する船舶所有者は、産業医と連携を図りながら、災害防止対策を推進する。
- ・船舶所有者は、船内における個別・具体的な対応だけではなく、陸上における船舶所有者や荷主の災害防止に対する意識高揚を図る。陸上の労務管理部門においても、ヒヤリハット事例集の活用や **KYT (危険予知訓練)**・**KYK (危険予知活動)** などの導入を含めたリスク低減対策を推進する。

② 安全衛生パトロールや派遣船員に対する安全衛生教育の実施

(団体安全衛生委員会等による活動)

- ・団体安全衛生委員会又は協議会等の構成員である船舶所有者（以下「構成員」という。）は、安全衛生担当者等からなる安全衛生パトロール班を設け、構成員の船舶等を巡回して安全衛生診断を実施し、問題点の改善を図る。また、構成員のニーズに応じて、管理・監督者教育、新規雇入した者・転船した者等に対する教育、安全衛生点検方法や作業手順に関する講習、健康管理に関する講習等必要な安全衛生教育を実施する。その際には、船員災害防止協会が行う安全衛生講習会等²⁶を積極的に活用する。

(派遣船員に対する安全衛生教育等の実施)

- ・船舶所有者は、派遣船員に対する安全衛生管理について、お互いの安全衛生管理体制を十分に把握し、適切な役割分担と緊密な連携の下に、安全衛生教育の実施、派遣元責任者・派遣先責任者等による定期的な派遣船舶への巡回、点検及び改善その他派遣船員の適切な安全衛生管理体制を確保するために必要な措置を講ずる。また、船員災害防止協会が実施する講習会への参加や同協会発行の教育資料（頒布図書）等の積極的な活用を努める。特に、派遣元は、外国船舶派遣の場合等派遣先により派遣船員の安全衛生の水準が低下することのないよう、船員派遣契約の締結に当たっては、派遣船員に係る適正な安全衛生管理体制の整備に関する措置を定める等により、派遣船員に係る安全衛生の水準を適正に確保する。

③ 船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進

²⁵ WIB(Work Improvement on Board) とは、船員本人のチェックリストによる船内点検を通じて、各船員が船内の危険箇所・問題点等を認識し、その対策を講ずるとともに、安全意識の向上を図るもの（「船内向け自主改善活動(WIB)マニュアル(マンガ版)」 <http://www.mlit.go.jp/common/001034123.pdf>）。2015 年度からこれまでに WIB に関する講習を全国各地で計 47 回開催し、2,161 人が参加（2024 年 12 月現在）

²⁶ 船舶火災消火講習会、安全講習会、衛生講習会、生存対策講習会、訪船・安全衛生技術指導、安全衛生講習会

- ・国は、船舶所有者等関係者による船員の労働災害防止に必要な自主的な取組の促進を図るため、引き続き船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進を図る。＜参考資料⑱参照＞

④ 表彰制度の実施

- ・国は、船員災害及び海難の防止とともに、船員の労働環境の向上に貢献することを目的として、船舶所有者、船員及びその関係者を対象に、他社の模範となる安全で労働環境が充実した取組を表彰する「船員安全・労働環境取組大賞²⁷」について、引き続き実施する。＜参考資料⑲参照＞

⑤ 船員労働安全衛生月間の実施

- ・国は、船員災害防止協会等との全面的な連携・協力の下、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動を促進するため、「令和 8 年度船員労働安全衛生月間」を 9 月に実施する。＜参考資料⑳参照＞

⑥ 船員災害防止協会の事業の充実及び効率化

- ・船員災害防止協会は、船員の安全確保及び船内衛生向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止するため、全国各地での各種安全衛生講習会の実施、協会独自の優良会員の認定制度の継続実施、ウェブページや機関誌等による情報提供や指導助言等、安全衛生の取組に関する啓発・支援等を行う。また、会員ニーズの把握に努め、会員サービスの質的向上を図り、会員の増加に向けた活動に積極的に取り組むとともに、効率的な協会運営に努める。

(2) 船内の居住環境・作業環境の整備・改善

船舶所有者は、居住区域内を常に清潔に保つ等快適な居住環境の整備に努める。また、船内の作業設備、機械器具・用具等の整理整頓、換気、温度、照明等作業環境を整備・改善するよう努める。

(3) 危険物を運搬する船舶等

船舶所有者は、化学物質等安全データシート（SDS）を活用し、船舶に積載する化学物質等の性状及び取扱上の留意点に関する情報を船員に周知し、暴露限界値（TLV）が記載されている物質については、適切な保護具の使用、必要な検知器具を備える等安全管理を徹底する。

²⁷ 船員安全・労働環境取組大賞 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000014.html

別紙：2024年度事故事例

転倒

○事例 1

(概要)

早朝、岸壁にて出港作業中、綱取り作業を終了して本船に戻る際に岸壁の段差（約 1 c m）に躓き転倒し、岸壁上の車止めへ肩を強打。左肩骨折
（53 歳、貨物船、499 トン、休業日数 157 日）

(防止措置)

- ・早朝夜間の作業について、十分な照明を確保

○事例 2

(概要)

甲板上にて出航前準備中、ロープを跨いだ際に右足を引っかけて転倒。その際、左手を着き、そこに身体が乗り負傷。左手中指第二関節開放骨折
（66 歳、漁船、72 トン、休業日数 88 日）

(防止措置)

- ・甲板上の整理整頓を徹底
- ・ロープは可能な限り跨がない

はさまれ

○事例 1

(概要)

岸壁にて出港作業中、ビットから係船索を外す際に、係船索が張ってしまい右手が係船索とビットの間に挟まれた。右手背皮膚壊死
（31 歳、貨物船、499 トン、休業日数 29 日）

(防止措置)

- ・係船索を扱うときは、完全に緩んだ状態を確認してから作業を開始する
- ・係船索は、常に緊張感をもって取り扱う
- ・係船機操作者との意思疎通を確実に行う
- ・作業指揮者による適切な指示・監督を行う

○事例 2

(概要)

甲板上にて、投網前の網を網巻き機械へ連結作業中、波にあおられ、網巻き機械のフックが外れ、網と近くにあった予備の網に足を挟まれた。右膝部打撲

(32歳、漁船、160トン、休業日数7日)

(防止措置)

- ・波浪の打ち込み、船体の大きな動揺等、作業に危険を及ぼす状態について乗組員全員に周知徹底
- ・天候等の事由により作業環境が危険な状況である場合には、作業を延期・中止
- ・船内安全衛生委員会等を活用し、作業方法の見直しを検討

動作の反動・無理な動作

○事例1

(概要)

機関室内において、主機関最後部ターニクモーターギヤの整備作業中、ギヤを持ち上げようとしたところ、右肩に負担がかかり負傷。右肩腱板断裂

(66歳、貨物船、3,414トン、休業日数92日)

(防止措置)

- ・作業をするときの姿勢や動作について安全衛生教育を実施
- ・重量物を扱うときは、無理に一人で行わず、複数人で作業を実施

○事例2

(概要)

船首側甲板及び岸壁にて、接岸のため綱取り作業中、急いで綱取り作業を行うため、甲板から1.8m下の岸壁へ飛び降りた際に負傷。左踵骨骨折

(41歳、押し船、138トン、休業日数10日)

(防止措置)

- ・原則、本船から岸壁には飛び降りない
- ・やむを得ず本船から岸壁に移る場合には、危険のない範囲内で十分に船体を岸壁に寄せる
- ・陸上の作業員に綱取りの依頼を徹底

転落・墜落

○事例1

(概要)

補機室にて足場プレートを外し、洗浄後、元の場所に設置しようとしたところ、プレートを外した場所を失念し、プレートのない場所へ足を踏み出し、タンクトップへ落下。右足関節外果骨折

(49歳、貨客船、2375トン、休日日数50日)

(防止措置)

- ・作業時ミーティングにより、作業時の注意点を共有
- ・転落するおそれのある開口部の存在を知らせるための注意喚起となるものを設置（危険に見える化）

○事例 2

（概要）

船倉内にて、清掃・修理作業中、梯子をかけ作業を行っていたところ、梯子に乗ったまま横に移動しようとして体制をかえたところ、転落。右寛骨臼骨折
（67 歳、貨物船、499 トン、休業日数 234 日）

（防止措置）

- ・梯子を移動させる際には都度梯子を降りて行う
- ・安全衛生教育の徹底

海中転落

○事例 1

（概要）

左舷前方で竿を船体に縛って固定する作業を行っていたところ、高波により流され、海中転落。
（43 歳、漁船、499 トン、行方不明）

（防止措置）

- ・波の高い時には作業を中断する等、状況に応じて作業を行う
- ・墜落制止用器具や作業用救命衣の着用を徹底

○事例 2

（概要）

夕食のため下船し、船に戻る際、飲酒状態かつ財布・スマホ等で片手が塞がった状態で歩み板を渡り、歩み板の位置も乗船するためには屈まないとデッキに頭をぶつけてしまう位置に設置していたことから、デッキに頭をぶつけ海中転落。
（75 歳、貨物船、199 トン、死亡）

（防止措置）

- ・乗下船の際には、手に物は持たず、手すりをしっかりと握る
- ・過度な飲酒や体調不良により、支障がある場合には、無理に乗下船しない
- ・歩み板の設置位置について、乗下船の際に支障のない位置に設置する

参考資料

①死傷災害・疾病発生状況（2024年度）

区分	業種別	合計	一般船舶			漁船	その他
			計	外航	内航		
合計	発生人数(人)	1185 (1040)	470 (447)	49 (49)	421 (398)	387 (369)	328 (224)
	発生率(%)	1.82 (1.60)	1.60 (1.52)	0.63 (0.63)	1.94 (1.84)	1.87 (1.78)	2.18 (1.49)
	死亡者・ 行方不明者数(人)	29	10	3	7	15	4
災害	発生人数(人)	470	189	15	174	215	66
	発生率(%)	0.72	0.64	0.19	0.80	1.04	0.44
	死亡者・ 行方不明者数(人)	14	5	1	4	6	3
疾病	発生人数(人)	715 (569)	281 (258)	34 (34)	247 (224)	172 (153)	262 (158)
	発生率(%)	1.10 (0.87)	0.95 (0.88)	0.44 (0.44)	1.14 (1.03)	0.83 (0.74)	1.74 (1.05)
	死亡者数(人)	15	5	2	3	8	1

(注)「その他」：官庁船、曳船、はしけ、起重機船、ガット船その他の船舶を指す。

() 内は新型コロナウイルス感染症を除いたもの

外航・内航の発生率は、一般船舶の合計乗組員数に対する発生率である。

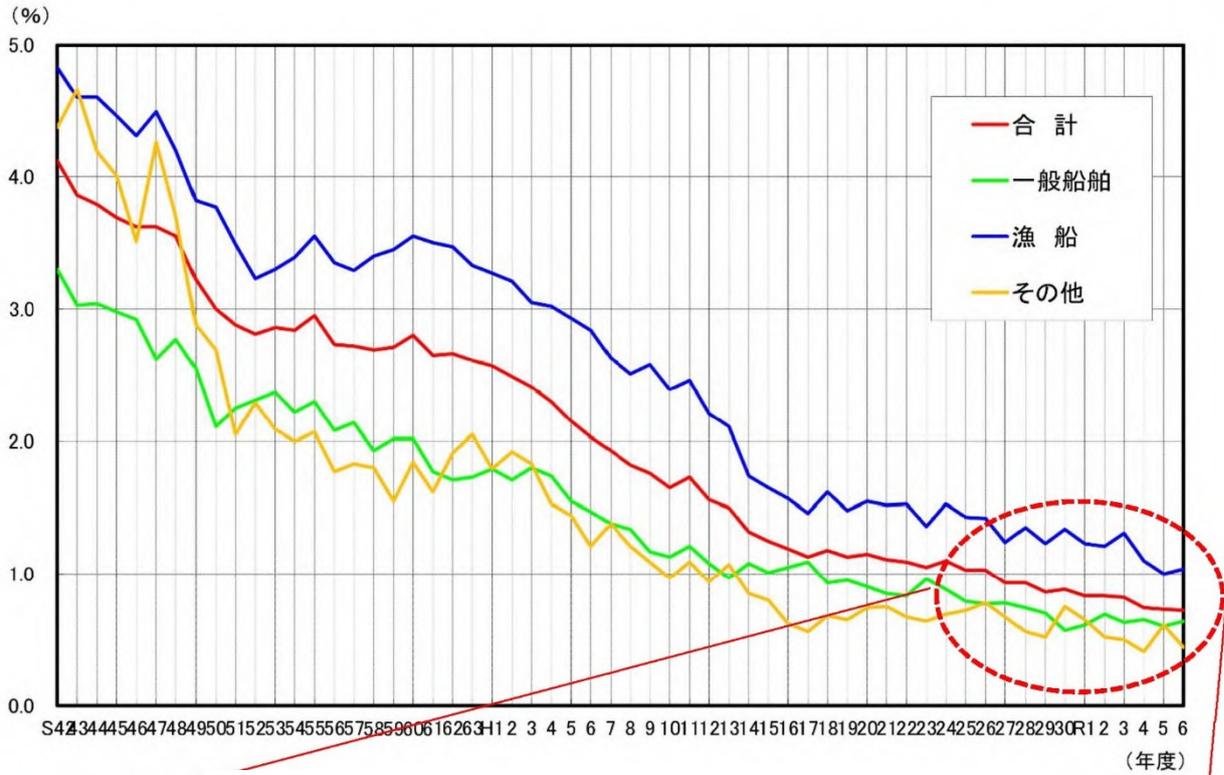
②船員と陸上労働者の災害発生率の比較

業種別	年度別 死傷別	2023年度		2024年度	
		職務上休業 4日以上	職務上死亡	職務上休業 4日以上	職務上死亡
		船員	全船種	0.71	0.011
	一般船舶	0.59	0.003	0.64	0.003
	漁船	0.97	0.019	1.01	0.019
	その他	0.59	0.013	0.42	0.013
陸上労働者	全産業	0.24	0.001	0.23	0.001
	鉱業	0.99	0.025	0.96	0.000
	建設業	0.44	0.007	0.42	0.007
	運輸業	0.69	0.004	0.70	0.004
	陸上貨物運輸事業	0.90	0.006	0.91	0.006
	林業	2.28	0.058	2.33	0.062

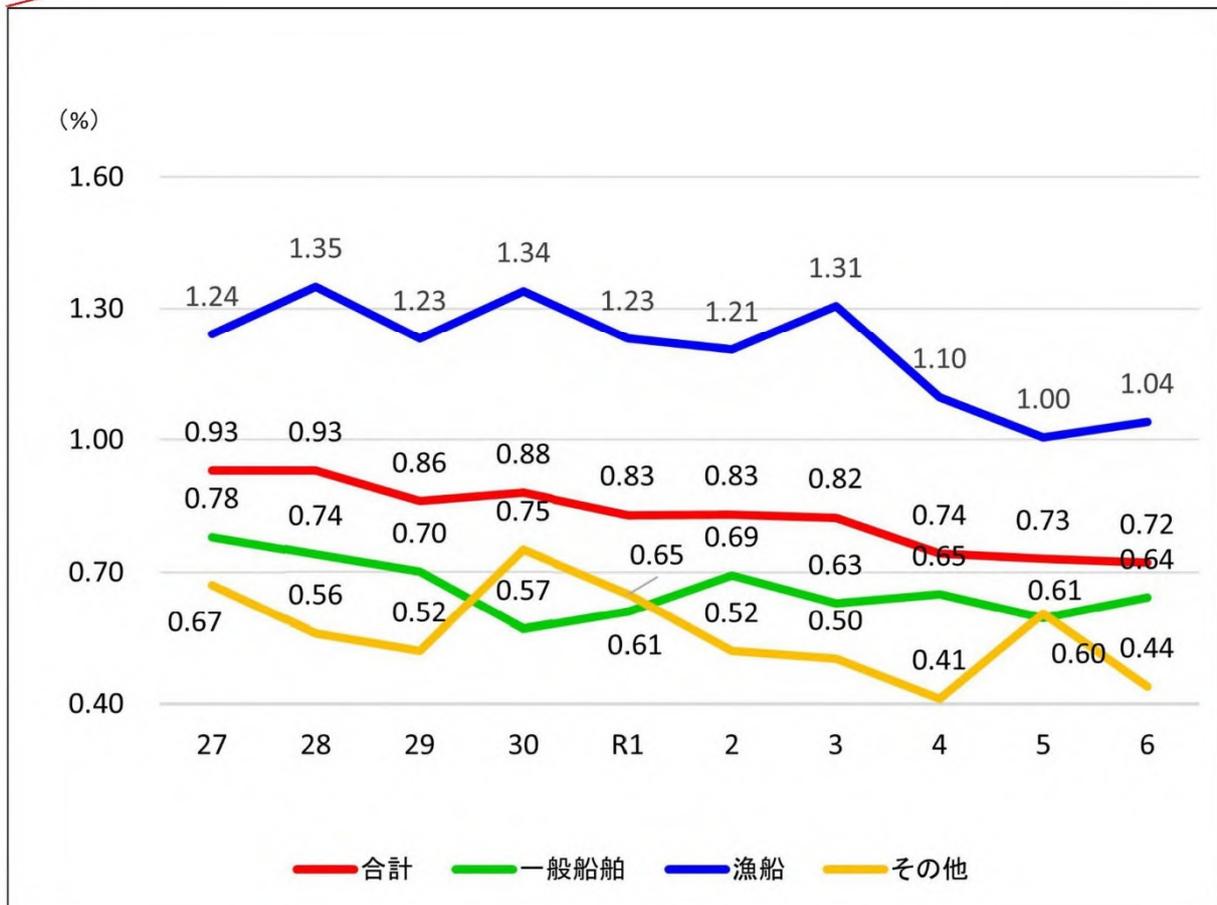
(注) 陸上労働者の死傷災害発生率(暦年)は、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている統計値から算出
陸上労働者と比較するため、休業4日以上の死傷災害発生率を採用

③船員の死傷災害発生率の推移

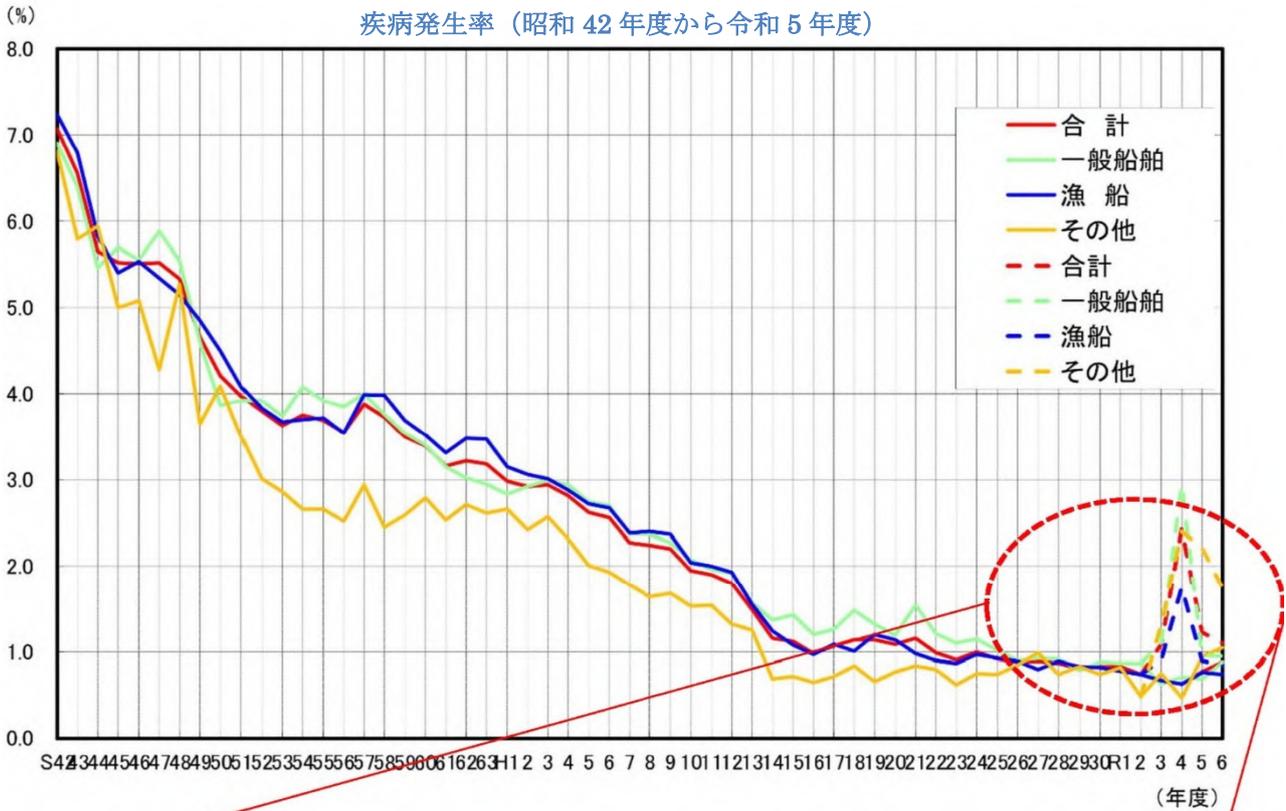
死傷災害発生率（昭和42年度から令和5年度）



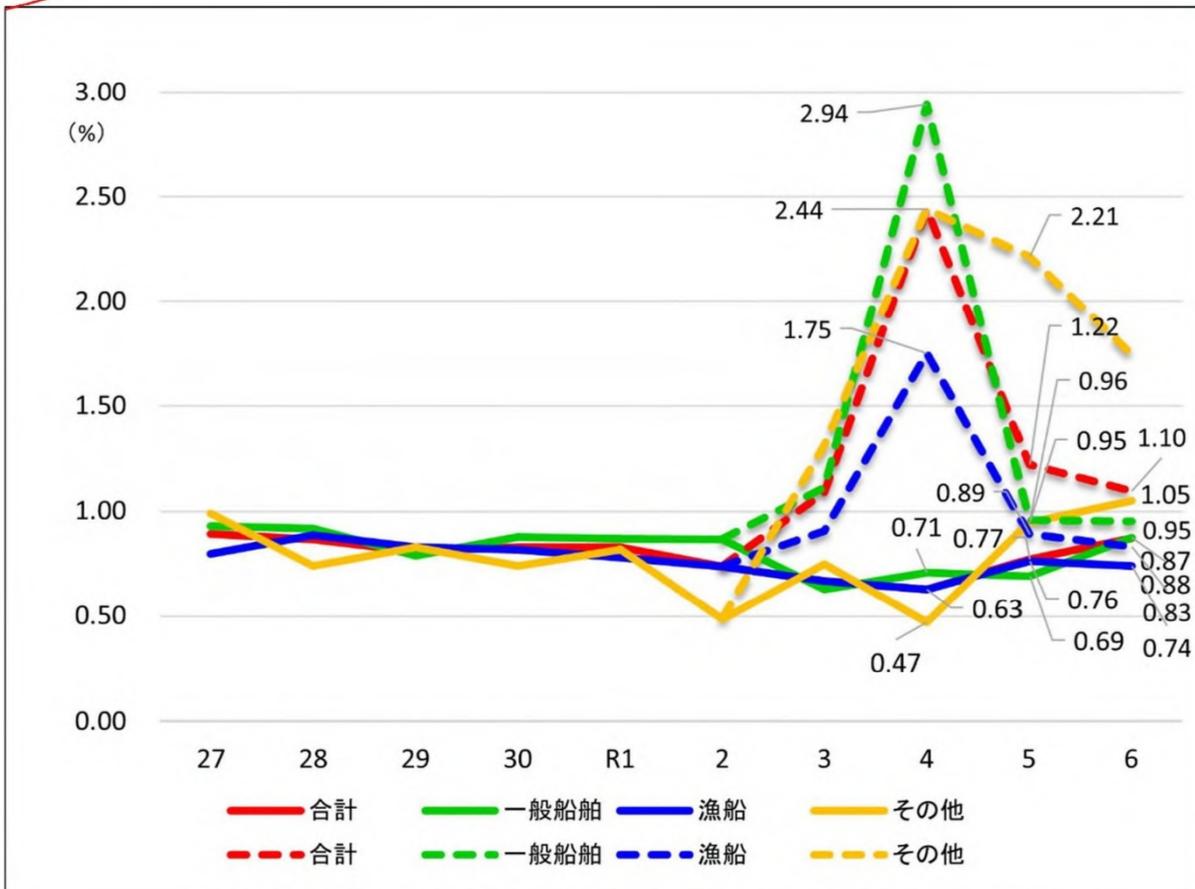
直近10年間の死傷災害発生率（平成27年度から令和5年度）



④船員の疾病発生率の推移

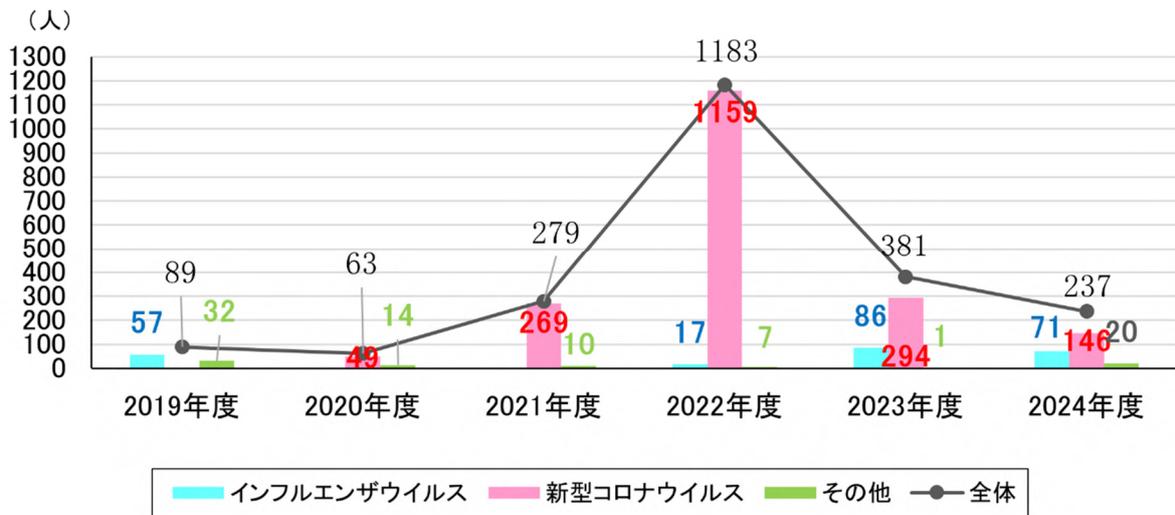


直近10年間の疾病発生率（平成26年度から令和5年度）

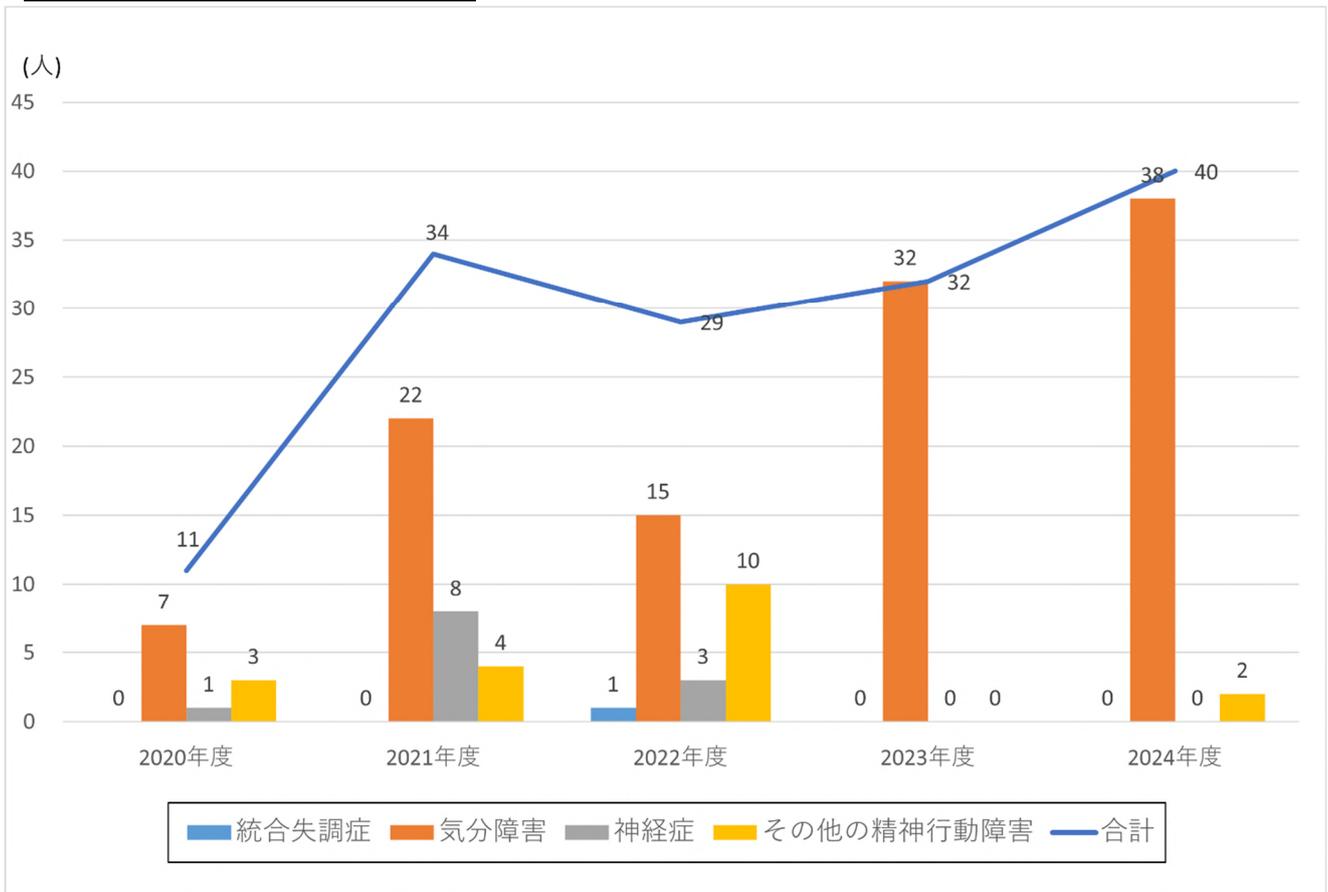


注) 点線は新型コロナウイルス感染症を含む推移

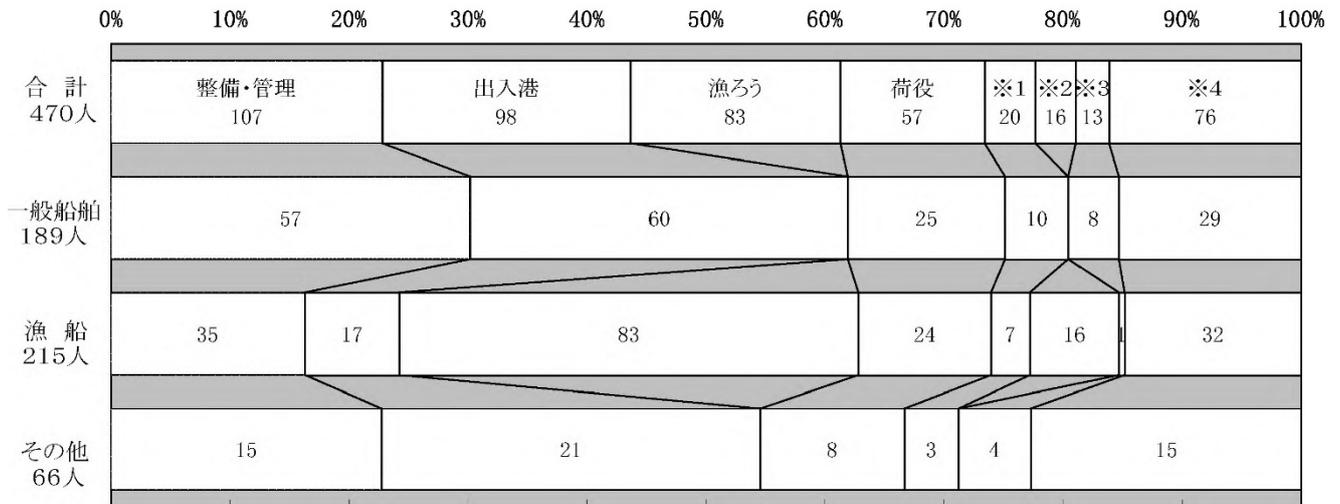
⑤新型コロナウイルス感染症等の発生状況



⑥メンタルヘルス系疾患の発生状況



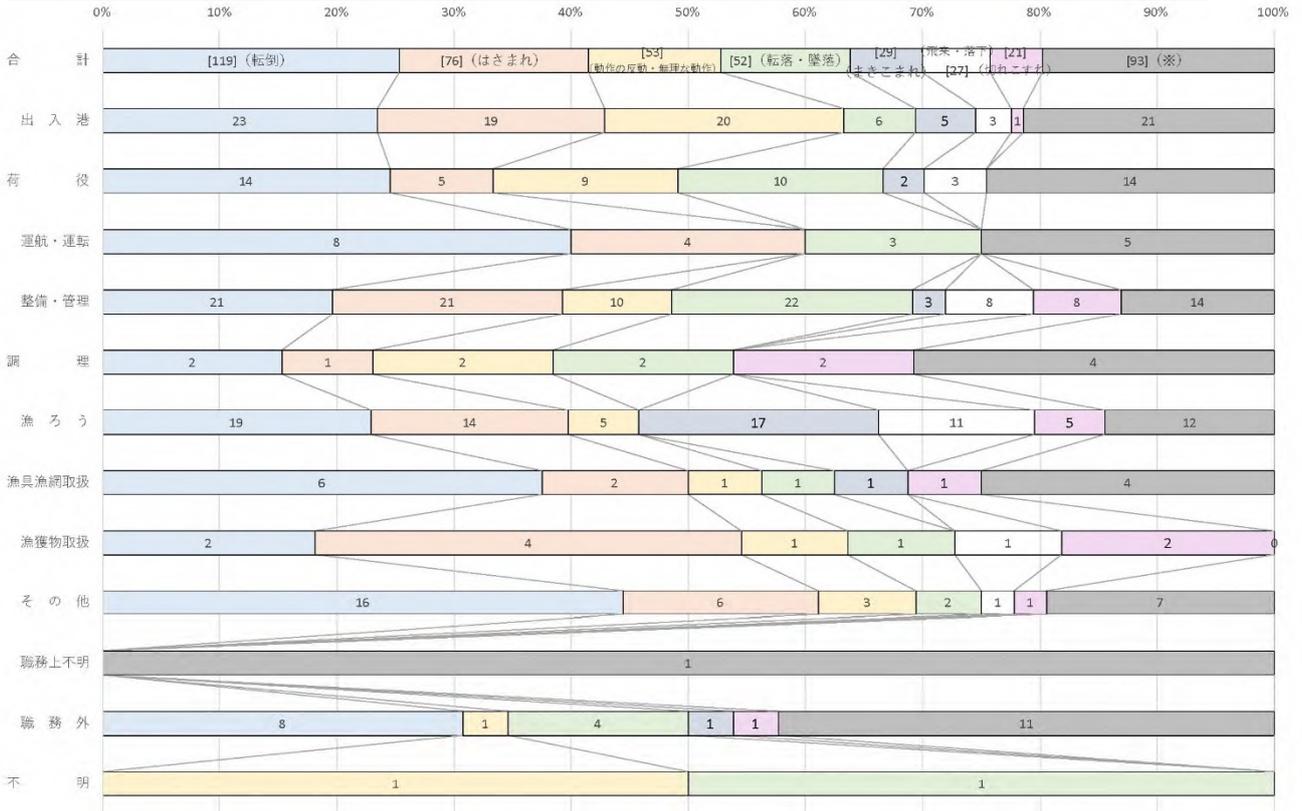
⑦作業別死傷災害発生状況（2024年度）



- ※1 運航・運転
- ※2 漁具漁網取扱
- ※3 調理
- ※4 内訳は次のとおり

	その他	職務外	漁獲物取扱	不明	合計
合計	36	26	11	9	82
一般船舶	12	17	0	5	34
漁船	16	3	10	3	32
その他	8	6	1	1	16

⑧「転倒」「はさまれ」「動作の反動・無理な動作」「転落・墜落」「海中転落」の作業別（2024年度）

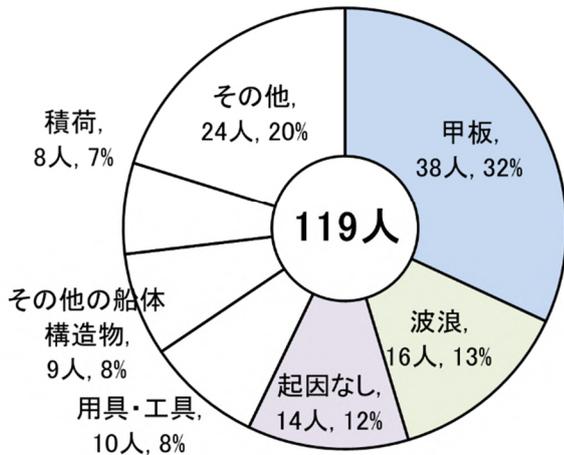


種類別の「※」の内訳

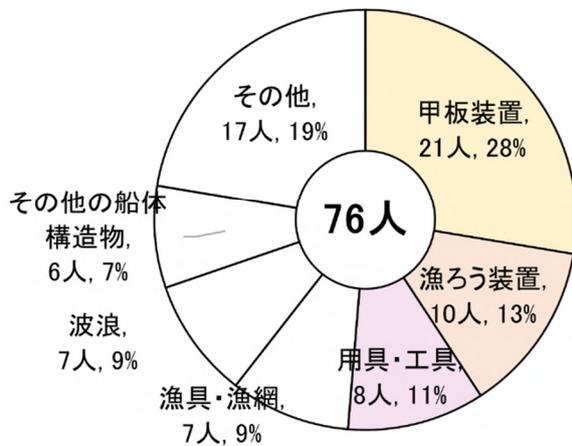
	激突	突突され	踏みぬき	海中転落	高温低温の物との接触	海難	その他	中毒	不明	崩壊・倒壊	火災	爆発	発酸	欠感	電	合計
合計	19	19	13	13	7	6	6	5	3	1	1	0	0	0	0	93
出入港	7	7	3	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	21
荷役	5	2	3	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14
運航・運転	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	5
整備・管理	1	2	3	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	14
調理	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
漁ろう	3	7	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12
漁具漁網取扱	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
漁獲物取扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7
職務上不明	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
職務外	0	0	1	4	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	11
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑨「転倒」「はさまれ」「動作の反動・無理な動作」「転落・墜落」の起因物別（2024年度）

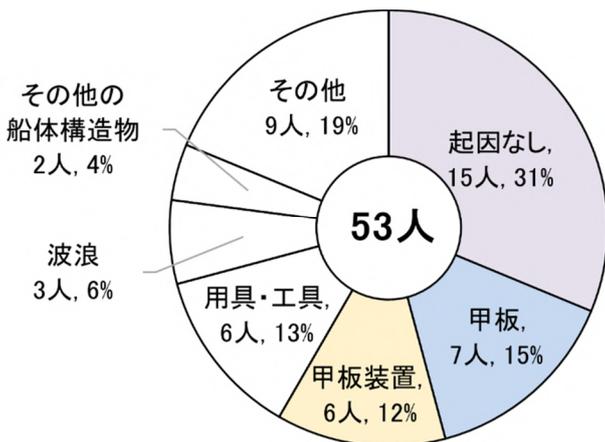
起因物別（全船種「転倒」）



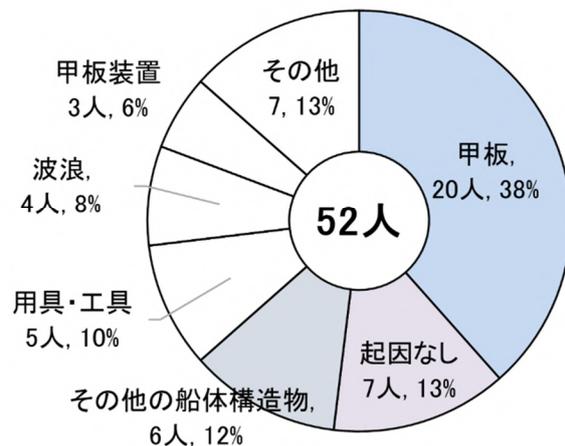
起因物別（全船種「はさまれ」）



起因物別（全船種「動作の反動・無理な動作」）

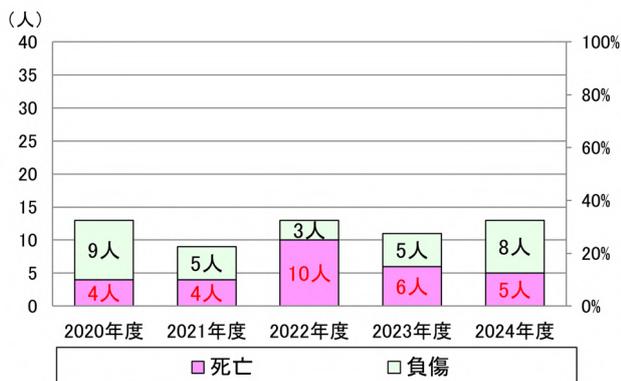


起因物別（全船種「転落・墜落」）

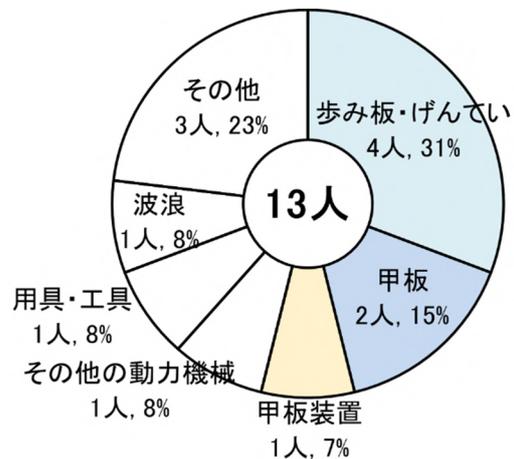


⑩海中転落の発生状況

海中転落の発生状況推移

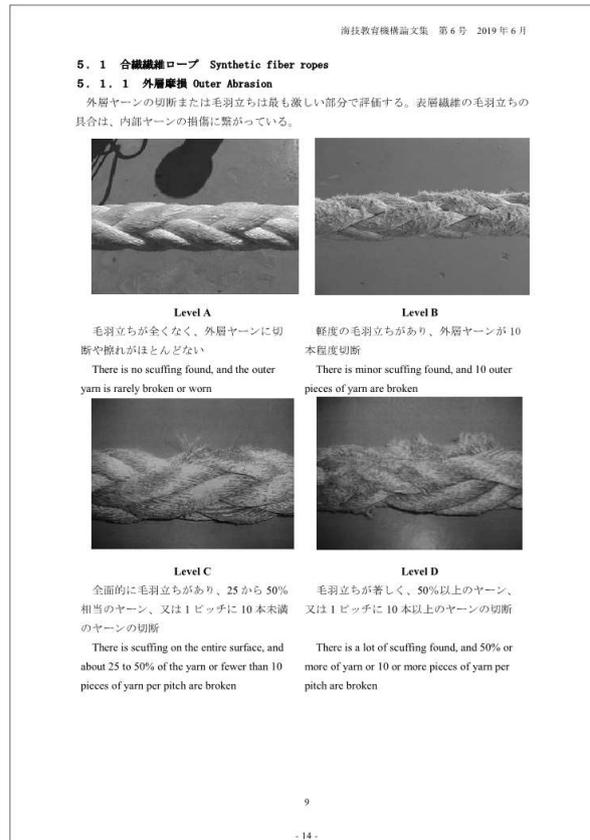


起因物別（全船種「海中転落」）
（2023年度）



①係船索を含む係船設備の点検及び保守の一例

安全な係船作業に関する手引き(海技教育機構論文集 第6号 2019年6月)
https://www.istage.jst.go.jp/article/jmetsjournal/6/0/6_1/pdf-char/ja



⑫STCW・STCW-F 基本訓練

⑭水産庁における漁船の安全操業に関する取組

- 基本訓練は、力か一船舶に急迫した危険がある場合に命を守るために必要な教育訓練として、我が国が批准しているSTCW条約において実施が求められており、「生存訓練」「消火訓練」「応急訓練」「安全社会訓練」の4つがある。
- 今般、STCW-F条約の国内担保に合わせて、基本訓練に関する法律上の位置づけを明確にするため、船員法を改正し、基本訓練及び実技講習の実施義務を課すこととした。

実技講習対象者

- ①漁ろうに従事する船舶以外の船舶であって、遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶に乗組む、安全又は汚染防止任務に携わるすべての船員
- ②漁ろうに従事する船舶であって、我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する国際総トン数300トン以上の船舶に乗組むすべての船員

訓練の内容

「実技講習」と「5年ごとの能力維持証明」が必要

生存訓練(個々の生存技術)

救命胴衣の着用、水中への飛び込み、救命いかだの復正と乗込 等

実地訓練のイメージ

救命胴衣なし訓練



救命胴衣の着用と訓練



イマージョンスーツ



安全な水中への飛び込み



救命いかだ



消火訓練(防火及び消火)

呼吸具の着用、消火器による火災消火 等

実地訓練のイメージ

消火器の使用と消火



消火後の救出



水放射等の使用と消火



煙充満の閉鎖区域での救助等



応急訓練(初歩的な応急手当)

ケガ、疾病の応急処置

安全社会訓練(個々の安全及び社会的責任)

非常時の手段、海洋汚染防止、船内コミュニケーション
暴力とハラスメントの防止(漁ろうに従事する船舶以外の船舶)
漁船特有の知識(漁ろうに従事する船舶)

⑬小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練のガイドライン及び教材ひな形

特定教育訓練について

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000041.html



○作業安全学習教材等の普及促進

水産庁では、漁業分野における作業安全に関する情報を発信。

(漁船の安全操業に関する情報)

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>



作業安全ステッカー

作業安全規範普及映像 「命を守る作業安全はすべてに優先」



本動画では、日々の操業において漁業関係者の皆様に留意・実行していただきたい事項を分かりやすく紹介しています。

動画の二次元コードはこちら！

<https://youtu.be/ZpED0uPlavQ>

閲覧方法

URLもしくは二次元コードをスキャンしアクセスしてください。

作業安全動画

○作業安全のための事故体感「VR映像」の作成

事故を自分にも起こり得ることとして体感できる、事故再現 VR

(バーチャルリアリティー)映像を作成し、農林水産省のHPにおいて提供。

同映像においては、併せて、事故の防止対策も、わかりやすく紹介。

<参考> https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/shizai.html



○「漁業カイゼン講習会」

水産庁では漁業労働災害を防止するため、漁船の安全操業や航行について知識を有する安全推進員を養成するための「漁業カイゼン講習会」等を全国各地で開催。



⑬船員の健康確保を図るための新たな4つの制度

船員の健康確保について

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

① 船員向け産業医制度

- 船内巡視による作業環境・衛生状態の把握（→健康障害の防止措置）
- 健康検査結果に基づく指導
- 長時間労働者への面接指導
- 高ストレス者への面接指導

等



② 健康検査結果に基づく健康管理

- 健康検査に係る診断結果の提出
- 診断結果等の保存
- 健康検査結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）

等



③ 過重労働対策

- 長時間労働の船員に対する医師による面接指導
- 面接指導の結果の記録
- 面接指導結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）

等



④ メンタルヘルス対策

- ストレスチェック検査の実施
- 検査結果の記録
- 検査結果の分析等
- 高ストレス者への面接指導
- 事後措置（※）

等



※ 就業場所の変更、乗船期間の短縮 等



✓ 上記①、③、④は、「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に対し義務付け（上記船舶所有者以外は努力義務）

✓ 上記②、④は、船員のうち、「常時使用する船員」が当該措置の対象

⑩全国健康保険協会における船員の健康づくりに関する主な取組

船員の健康づくり宣言

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/collabo/>

船員の健康づくりに関する取組を実施する船舶所有者に対し、全国健康保険協会や健康づくりの専門職によるサポートを実施。

選べる2つのコースと、「船員の健康づくり宣言」の流れ

アクティブコース

自社船員の健康課題を専門職と共有し、どのような対策が必要か、無理なく健康づくりを進めるためにはどうするべきか、改善策・支援メニューをご提案します!

～ アクティブコースの流れ ～

- エントリー
- 初回オンライン面談
- 健康づくり実践
- フォローアップ面談

毎年チャレンジ!

専門職からのアドバイスを受けて、積極的にチャレンジ!

- ★ 産業医健康面談や出前健康講座が利用できます!
- ★ 専門職との面談で課題に対する改善策・支援メニューをご提案!
- ★ 希望者には、健康経営優良法人認定に向けた支援や、認定後の活用方法をご提案!

シンプルコース

エントリー時に、取り組みそうな項目を選択いただき、船員保険部の支援メニュー等もご利用いただきながら、できることからチャレンジしてみてください!

～ シンプルコースの流れ ～

- エントリー
- 健康情報等をご提供
- 健康づくり実践
- 取り組みの振り返り

毎年チャレンジ!

まずは簡単かつ手軽に、できることからチャレンジ!

- ★ 定期的に健康づくりの情報をお届け!
- ★ いつでもアクティブコースへの変更可能!



健康づくりの取り組み例をご紹介します!

<h4>健診受診</h4> <p>まずは身体の状態を知ることから! 健康診断の受診を推進しましょう。</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活習慣病予防健診(無料)を推奨する。 ✓ 船員手帳の健康証明写真を船員保険部へ提出する。 	<h4>保健指導</h4> <p>特定保健指導の案内が届いたら、まずは船員の方へご案内を!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定保健指導対象者へ利用を促す。 ✓ 勤務中にICTを利用した特定保健指導を受ける機会を設ける。 	<h4>禁煙推進</h4> <p>喫煙者だけでなく周囲への影響も… 禁煙対策をおこなしましょう。</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 喫煙室を設けるなど、分煙対策をとる。 ✓ 禁煙外来の補助を行う。 	<h4>食事改善</h4> <p>乗船中も栄養バランスを考えた! ヘルシーに置換えてスモールチェンジ!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調理担当者に健康レシピを配布する。 ✓ 甘い飲み物を選び、お茶やお水等を選択する。
<h4>メンタルヘルス</h4> <p>ストレスをため込まないために! 上手に発散しましょう!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外部講師を招いたメンタルヘルスケア講座を受講する。 ✓ 電話健康相談で悩みを相談できることを周知する。 	<h4>健康教育</h4> <p>まずは船員に健康意識を! 健康づくりの重要性を学びましょう!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 船員保険部が提供する産業医健康相談を利用する。 ✓ 船員保険部が提供する出前健康講座を利用する。 	<h4>睡眠改善</h4> <p>良質な睡眠でしっかり休養! 質の良い睡眠は健康づくりの基本!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 睡眠や疲労回復に関する情報を船内に掲示する。 ✓ 快眠グッズを船内に配置する。 	<h4>運動習慣</h4> <p>乗船中でもこまめな運動を! 簡単な体操でもOKです!</p> <p>取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 勤務中にラジオ体操やストレッチを行うよう推奨する。 ✓ カンタン3分体操(船員保険部ホームページ参照)を実施する。

無料

船員保険部が提供する支援メニューをご紹介します!

<h4>健康づくり専門職との面談</h4> <p>船員の健康づくりについて詳しい専門職(保健師等)と面談し、貴社の課題の洗い出しや今後の方針を一緒に考えます。健康経営優良法人認定に向けたフォローも可能です。</p>	<h4>産業医健康面談</h4> <p>産業医によるオンライン面談(健康相談)を利用できます。船員の健康相談や船舶所有者の健康管理に関する相談に対して助言を行います。</p>	<h4>生活習慣病予防健診</h4> <p>35歳以上の方はがん(胃・肺・大腸)検診を含む健診を受診できます。一般健診・巡回健診は無料で受けることができます。</p>	<h4>特定保健指導</h4> <p>健診結果等からメタボ該当、もしくは予備群と判定された方に保健師等が様々な働きかけやアドバイスを無料でを行います。</p>	<h4>船員保険電話健康相談</h4> <p>医師、看護師等が24時間、医療や健康やメンタルヘルスの相談をお受けします。自宅や勤務先の近く等ご要望に沿った医療機関情報もご案内します。</p>
<h4>出前健康講座</h4> <p>研修会に講師を派遣し、メンタルヘルスや生活習慣病に関する講座を開催します。生活習慣病予防、メンタルヘルス、たばこの害等、各種テーマをご用意しています。健康づくりの専門職との面談、産業医健康面談、出前健康講座、船員デンタルケアキットはアクティブコース専用の支援メニューです。</p>	<h4>船員デンタルケアキット</h4> <p>令和6年度からの新たな支援メニューとして登場</p> <p>お口の中の状態をご自分で確認することができる「船員デンタルケアキット」を船員の人数分ご提供いたします。</p>	<h4>健康づくり好事例集</h4> <p>「船員の健康づくり宣言」にエントリーしている船舶所有者様が自社船員に対して実際にいらっしゃっている健康づくりの取組を取材し、好事例としてご紹介いたします。</p>	<h4>健康情報誌・リーフレット</h4> <p>船員の健康づくりに役立つ情報誌、食事改善や運動推進などに活用いただけるリーフレットをご提供いたします。</p>	

⑰全国健康保険協会におけるメンタルヘルスに関する主な取組

電話健康相談



船員保険 電話健康相談
24時間365日 通話料無料

船員保険ご加入の被保険者ご本人と扶養家族の皆様がご利用いただけます。

0120-018-620

※ご利用の際には保険者名称（全国健康保険協会 船員保険部）をうかがいます。



経験豊富な医師・保健師・看護師などの専門スタッフが健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどの相談に応じます。無線医療助言をご利用されるかお悩みの方もお気軽にご相談できる電話相談窓口です。

～プライバシーは厳守されますので安心してご利用ください～

こんなお悩みありませんか？

- 不規則な生活で睡眠不足
- 腰痛がひどい
- 健診結果の数値について教えてほしい
- 食生活を改善したい
- 気分がすぐれないのは、うつ？
- お腹の痛みが続いている

など

当事業はティーベック株式会社に委託しております。ティーベック株式会社は「プライバシーマーク」使用の登録事業者として認定されています。



無料 健康に関する悩みや質問に、チャットボットが自動応答！
チャットボット健康相談

こんなとき、お気軽にご利用ください

病気に連れて行っただろうか？
つわりが辛い…
なんともならない？

チャットボットで解決しない場合は…
保健師・看護師などの相談スタッフへ電話で相談もできます！

- このほかにも…
 - 子どもが落ち着いた時に
 - 仕事の合間に
 - 移動中に…など気軽に調べたい時に
- スマホやPCなど、デバイス問わずご利用可能

※実際の画面とは異なる場合がございます

操作しやすい画面デザイン

キーワードによるFAQ検索が利用可能

幅広い相談テーマに対応しています

- こどもの相談（0～6歳） ●女性・男性に多いからだの悩み ●こころの不調や悩みの相談
- 季節限定の相談（花粉症・熱中症・インフルエンザ） ●からだの相談（ちょっとした不調・健診結果の見方）

※当サービスは、必ずしも疾病の予防を保障するものではありません。
※当サービスは、ティーベック株式会社が運営しています。

チャットボットのご利用はこちらから→

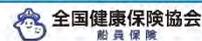


船員保険健康アプリをご利用いただくと
アプリ内でチャットボットを利用できます。

船員保険健康アプリには最大5年分の健診結果*の閲覧や
健診結果に合わせた個別のアドバイスなどのお役立ち機能
もご用意しています。

*全国健康保険協会が保有する健診結果に限ります

船員保険健康アプリの詳細はこちらから→



⑩船員労働災害防止優良事業者認定制度

船員労働災害防止優良事業者認定

船員の労働災害防止に向けた船舶所有者などの自主的な取組を促すため、国土交通省において、労働災害の防止に優れた成果をあげている船舶所有者を「船員労働災害防止優良事業者」として認定する制度。

1級

- ✓ 過去5年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。
- ✓ 死亡又は行方不明となった者がいないこと。
- ✓ 2級に認定されていること。



2級

- ✓ 過去3年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。
- ✓ 死亡又は行方不明となった者がいないこと。



- 認定証の交付
- 国交省ウェブページや専門紙等に公表
- 認定ロゴマークの交付
- 船員職業安定業務窓口等に提出する求人票に船員労働災害防止優良事業者である旨の記載

船員労働災害防止優良事業者

(2025年8月26日現在)

級別	認定事業者数	業種別 (内訳)				
		外航	内航	旅客船	漁船	その他
1級	92	2	37	25	0	28
2級	29	0	19	5	0	5

⑱表彰制度

船員安全・労働環境取組大賞(トリプルエス大賞) (Award for Safe and Smart working environment for Seafarers)

国土交通省において、船員の安全向上に資する優れた取組を行っている船員、船舶所有者等を表彰し、その取組の普及啓発、活用促進を図ることにより、船員災害及び海難の防止とともに、船員の労働環境の向上に貢献することを目的とした表彰。

《令和7年度の受賞》

○ 大賞(1者)

受賞者:鶴見サンマリン株式会社

取組名称:次世代内航タンカー「鶴伸丸」就航

- ①船上カメラモニタリングシステム
- ②全周 AR ナビゲーション
- ③高度船舶安全管理システム
- ④スーパー繊維ミックス係船索
- ⑤船外／船内ネットワーク
- ⑥次世代居住区
- ⑦温かみのある船内環境
- ⑧トレーニングスペース完備



令和7年度 船員安全・労働環境 取組大賞

○ 特別賞(2者)

受賞者:加藤汽船株式会社

取組名称:教える文化による安全意識向上と地域貢献の取組

- 自治体の制度を利用し、乗組員を救命インストラクターとして社内育成、地域の中学校との連携により出前講座を実施
- 乗組員主体で市民救命ボランティア団体の結成、船舶所有者は活動支援を行い、乗組員の自主性と船舶所有者の支援を両立

受賞者:興和海運株式会社

取組名称:多面的な船員支援と現場主導による安全・健康・労働環境改革の実践

- 安全と健康の両面に配慮した現場支援
- 心身の健康増進と働きがい向上
- 自由な意見表明と相互理解を促す職場文化の醸成
- 金融情報提供による生活支援

②船員労働安全衛生月間

船員労働安全衛生月間 主な活動実績 (2025 年度)		
安全衛生に関する訪船指導	1,166	(隻)
船員災害防止大会等の開催	18	(箇所)
〃 参加人数	891	(人)
無料健康相談所の開設	106	(箇所)
〃 受診人数	525	(人)



船員労働安全衛生月間
ステッカー